

韓国知的財産ニュース 2016年2月前期

(No. 312)

発行年月日：2016年2月17日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、2月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 特許開放・移転の促進に向けた支援策が本格施行 (2016.2.4.)
- 1-2 特許料等の徴収規則の一部改正令案の立法予告 (2016.2.15.)

関係機関の動き

- 2-1 特許庁、「2015年知財活動実態調査」結果を発表 (2016.2.1.)
- 2-2 特許庁、中小企業における職務発明制度の拡大に本腰 (2016.2.3.)
- 2-3 特許庁、中小企業の特許強化に向けた取り組みを本格化 (2016.2.4.)
- 2-4 特許庁、新しい発明教育eラーニングを開始 (2016.2.11.)
- 2-5 特許庁、中小企業にブランド管理戦略を提供 (2016.2.14.)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 関税庁、模倣品摘発に関する統計を発表 (2016.2.1.)
- 3-2 サムスン、ノキアとの特許紛争終結 (2016.2.2.)

デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 韓国ベンチャー企業、アップルと商標紛争に (2016.2.14.)

その他一般

- 5-1 サムスン SDS、特許確保で海外進出を加速化 (2016.2.15.)
- 5-2 ドローンに関する特許出願競争が激化 (2016.2.15.)

法律、制度関連

1-1 特許開放・移転の促進に向けた支援策が本格施行

韓国特許庁(2016.2.4.)

京畿道安養市にある中小企業、パントムはLG電子が忠北創造経済革新センターを通じて無償開放したCCTV(防犯カメラ)・映像処理関連特許15件の譲渡を受け、新製品を開発することにしていた。しかし、特許を無料で譲渡されるとしても現行の税法上、特許の時価を基準に10%の付加価値税を払わなければならないことを知って戸惑った。たくさんの特許を譲渡される場合は税金が相当かかるだけでなく、特許の価値算定にも数百万ウォンがかかり、本末転倒のような状況になってしまうためだ。

これからは、特許を無償で譲渡される中小企業の税金負担問題が完全に解決される見通しだ。特許庁は、特許権者が2年以上保有した特許を無償で譲渡する場合には譲渡者が納付しなければならない付加価値税(以下「付加税」)が免除されると発表した。

今回の措置は、特許庁が官民合同創造経済推進団と共同で企画財政部、国税庁と協議し、付加価値税法上、特許等無形資産の無償譲渡時における付加税課税に関する有権解釈を受けたことで可能となった。従来は、有償で特許が譲渡される場合には実際の取引価格を基準に付加税が課される反面、無償譲渡の場合は当該特許の時価を基準に付加税が課されるため、無償譲渡の方がより高い税金を払うことになるという不合理的な側面があった。さらに、特許時価算定が難しいことから付加税問題は、大企業の特許が中小企業に移転される上で大きなネックとなってきた。

これからは大企業等の特許権者が無償開放した特許を中小企業等に譲渡する場合、これを「事業上贈与」とみなすことになる。特許は減価償却資産であって特許庁に登録された時点から使用されたものとみなされ6カ月が経過する度に付加税が減免され、登録から2年が経つと付加税が100%非課税*になる。

*付加価値税法第10条5項、第29条第11項、同法施行令第66条第1項及び第2項

現在、大企業が無償開放した特許計3万5千件のうち、約90%が登録から2年が経過したものと把握されている。(2016年2月時点約3万2千件)そのため、今回の付加税免除措置により、特許の中小企業への移転がさらに活性化するものと期待される。

また、大企業が中小企業に特許を無償移転すると「同伴成長指数評価」においても恩恵が与えられる。同伴成長指数の評価時に大企業が中小企業に特許を無償提供した実績に対し、これまでは0.5点(100点満点)の加算点を与えてきたが、同伴成長委員会との協議を経て今年の評価からは1点に引き上げることにした。

一方、特許庁は特許権者が創造経済革新センター又は知的財産取引情報システム (IP-Market) を通じて特許を開放し中小企業に無償移転する場合、特許権者が特許手数料を納付する際に現金のように使える「知的財産ポイント」を支給する制度を 2015 年 11 月から施行してきた。同制度では、特許権者が特許を無償でライセンスする場合には、ライセンス期間中に特許権者が納付した登録料の 50% をポイントとして貯まり、無償譲渡する場合には 30 万ウォン相当のポイントが支給される。

また、特許庁は大企業が各創造経済革新センターを通じて開放した 11 万件余りの特許情報について、需要者がより容易に検索できるよう、知的財産取引情報システムを構築していた。

チェ・ドンギョ特許庁長は、「今回の特許開放に関する税金問題の解決や特許手数料の減免、同伴成長評価インセンティブの拡大等に支えられ、大企業の優秀特許の開放や中小企業への移転が一層拡大するものと期待される」とし「今年中に全国全ての創造経済革新センターに特許取引専門官を配置させ、知的財産金融を支援する等、移転された特許が中小企業の新製品開発や雇用創出につながるよう、積極的に後押しする方針だ」と述べた。

<大企業の特許開放に関するインセンティブ及び支援>

支援施策	内容	施行時期
付加価値税 免除	特許権者が 2 年以上保有した特許を無償譲渡する場合、譲渡者が納付しなければならない付加価値税*を非課税 *特許が特許庁に登録された時点から 6 カ月が経過する度に付加価値税 25% を減免→登録から 2 年経つと 100% 非課税	即時 (遡及適用可能)
同伴成長指数 評価優遇措置	同伴成長委員会による大企業同伴成長指数の評価時、中小企業に特許を無償提供(ライセンス及び譲渡)した実績に対する加算点の引き上げ：2015 年 0.5 点→2016 年 1.0 点	2016 年
特許手数料 減免	特許権者が創造経済革新センター又は IP-Market*を通じて特許を開放し、中小企業に無償移転する場合、特許手数料納付時に現金のように使える「知的財産ポイント」を支給 *知的財産取引情報システム(www.ipmarket.or.kr)	2015 年 11 月 1 日
開放特許 情報統合	大企業 8 社が創造経済革新センター等を通じて開放した 11 万件の特許情報を IP-Market でまとめて提供	2015 年 10 月 23 日

産業通商資源部公告第 2016-51 号

特許料等の徴収規則を一部改正するに当たって国民に予めお知らせし、ご意見を収集するため、その改正理由と主要内容を行政手続法第 41 条の規定に基づき、次のように公告致します。

2016 年 2 月 15 日
産業通商資源部長官

特許料等の徴収規則の一部改正令案の立法予告

1. 改正(制定)理由及び主要内容

2016 年経済政策方向における規制フリーゾーン(Free-Zone)導入計画により、地域戦略産業育成のために、先端医療複合団地から出願された特許の優先審査申請料を減免することを目的とする。

2. 意見の提出

特許料等の徴収規則の一部改正案についてご意見のある機関、団体及び個人は、2016 年 3 月 28 日まで次の事項を記載した意見書を特許庁長(参照:情報顧客政策課長)宛てに提出してください。立法予告案の全文は、特許庁ホームページ(www.kipo.go.kr)からご覧いただけます。

- イ. 立法予告事項に対する項目別の意見(賛否意見とその事由)
- ロ. 氏名(法人・団体の場合は、その名称と代表者の氏名)、住所及び電話番号
- ハ. その他参考事項

※宛先

○特許庁情報顧客政策課：大田広域市西区庁舎路 189、政府大田庁舎 4 棟
(郵便番号：302-828)

電話番号：(042)481-5195、Fax：(042)472-3460

電子メール：my.han@korea.kr

1-2 商標法の一部改正

韓国特許庁(2016.1.27.)

商標法が一部改正されましたので、お知らせします。

□ 改正理由及び主な内容

現行法によると、商標に関する手続きを踏む者は手数料を納付しなければならず、誤って納付した場合等法律に定めた事由に該当すれば、納付した手数料の返還を受けられるように規定している。

しかし、現行法には審判請求に係る手数料の返還については規定がなく、請求人の帰責事由なしで拒絶決定等が取り消された場合であっても審判請求に係る手数料を返還していないため、サービス提供に相当しい手数料の賦課という原則に照らしてみたとき、不合理な側面がある。

また、自発的な審判請求取下げを通じて審判効率性を高めるためにも、審理の終結が通知される前までに審判請求や参加申請を取り下げた場合には審判請求に係る手数料を返還する必要がある。

これを受け、審判請求に係る手数料の返還に関する規定を新設し、サービス提供に相応しい手数料が賦課されるようにすると同時に自発的な審判請求取下げの誘導により審判効率性を高めることを目的とする。

□ 施行日：公布の日から3カ月を経過した日から施行

関係機関の動き

2-1 特許庁、「2015年知財活動実態調査」結果を発表

韓国特許庁(2016.2.1.)

- 2015年企業及び公共研究機関(大学含む)の知的財産関連インフラ構築は改善され、研究開発(R&D)において特許情報を活用する等、戦略活動は活発化していることが明らかになった。

- 特許庁と産業通商資源部貿易委員会は「2015年知的財産活動実態調査」の結果を発表した。

<2015年知的財産活動実態調査の概要>

- 調査期間：2015年7月16日～10月15日(3カ月間、韓国知的財産研究院遂行)
- 調査対象：知的財産活動実績のある企業及び公共研究機関(以下、公共研)
 - 産業財産権出願2件以上(2012～2013年)及び登録1件以上(2010年～2014年)である25,415の企業及び公共研のうち4,608カ所を抽出及び調査
 - *企業4,359社、公共研249カ所
 - **大企業・中堅企業・中小企業別規模を考慮して標本抽出
 - 最終回答：1,237カ所(企業1,041社、公共研196カ所)

- 今回の調査結果、企業と公共研ともに知的財産担当組織及び人員の割合が前年に比べ大幅に増加し
 - 先行特許(技術)調査、予備評価及び実査活動、職務発明制度の活用等、知的財産の創出、保護及び活用に向けた戦略的な活動も全般的に強化されたことが明らかになった。
 - ただし、特許活用比率の場合、公共研は増加傾向であるのに対し、企業は前年に比べ小幅減少した。

[主な調査結果]

- (企業のインフラ保有)知的財産担当組織を保有している企業の割合は、2015年75.1%と、前年比5.8ポイント増加し、
 - 専門担当者を保有している割合も2015年20.6%と、前年比7.8ポイント増加した。
 - ※担当組織保有比率(企業)：69.3%(2014年)→75.1%(2015年)
 - ※専門担当者保有比率(企業)：69.3%(2014年)→75.1%(2015年)
- (企業の知的財産先行活動)研究開発の企画段階において先行特許(技術)調査を実施する企業の割合は2015年75.1%と、2014年の74.2%に比べ0.9ポイント増加し、
 - 出願等に先立って予備評価を行う企業の割合は2015年39.3%と、2014年29.7%に比べ9.6ポイント増加し
 - 企業の保有する知的財産に関する実査評価遂行の割合は2015年38.4%と2014年27.9%に比べ10.5ポイント増加した。

- (企業の職務発明制度の導入)職務発明補償規定を保有及び活用する企業の割合は55.6%と、前年比4.1ポイント増加した。
※職務発明補償制度の導入割合(企業) : 51.5% (2014年)→55.6% (2015年)
- (企業の知的財産活用)企業の保有特許全体に占める活用特許の割合は、2015年77.4%と、前年比4.8ポイント減少した。
※特許の活用比率(企業) : 81.6% (2014年)→77.4% (2015年)
- (公共研のインフラ保有) 公共研の知的財産担当組織を保有する比率は2015年96.1%と前年比2.1ポイント増加し、専門担当者の保有比率も2015年51.2%と、前年比2.4ポイント増加した。
※担当組織保有比率(公共) : 94.0% (2014年)→96.1% (2015年)
※専門担当者保有比率(公共) : 48.8% (2014年)→51.2% (2015年)
- (公共研の知的財産先行活動)先行特許(技術)調査を実施する公共研の割合は2015年68.4%と、前年比4.0ポイント増加し、
○予備評価を行う割合は61.8%と、実査評価比率は59.4%と、それぞれ0.9ポイント、5.7ポイント増加した。
※先行特許(技術)調査遂行比率(公共) : 64.4% (2014年)→68.4% (2015年)
※予備評価遂行比率(公共) : 60.9% (2014年)→61.8% (2015年)
※実査評価遂行比率(公共) : 53.7% (2014年)→59.4% (2015年)
- (公共研の職務発明制度の導入)職務発明補償規定を保有及び活用する公共研の割合は94.8%と、前年比1.3ポイント増加した。
※職務発明補償制度の導入割合(公共) : 93.5% (2014年)→94.8% (2015年)
- (公共研の知的財産活用) 公共研の保有特許全体に占める活用特許の割合は、2015年32.9%と、前年比0.8ポイント減少した。
※特許の活用比率(公共) : 32.1% (2014年)→32.9% (2015年)

[評価及び活用]

- 今回の調査結果からは、知的財産の効果的獲得と活用が機関の競争力に重要な役割を果たすという認識の下で民間及び公共分野部門ともに関連インフラの拡充に努め、知的財産の創出・保護・活用に向けた取り組みを次第に強化していることがうかがえる。

○特に、企業の職務発明制度の導入率が上昇し続けた背景には、従業員の権利意識の向上もあるが、技術及び人材流出を防止する職務発明制度に対する企業側の認識が高まったことがあると分析される。

- 特許庁のキム・テマン産業政策局長は、「今回の実態調査結果を踏まえ、企業が保有する知的財産の質的水準を高めるとともに特許の活用及び事業化を促進するために様々な努力を続けていく方針だ」と述べた。

2-2 特許庁、中小企業における職務発明制度の拡大に本腰

韓国特許庁(2016.2.2.)

- 中小企業の研究開発(R&D)への投資意欲及び従業員の研究意欲を向上させ、技術及び人材流出を防止するため、特許庁は職務発明補償制度の拡大に積極的に取り組む予定だ。

○特許庁は、「2016年度職務発明活性化事業」を通じて職務発明補償制度運営の優秀企業を選定・支援し、制度を導入・運営する中で企業が経験する問題の解決を支援すると発表した。

○一般の中小企業は、制度の導入に向けた専門家の支援を受けることができ、また既に制度を運営している中小企業の場合は「補償金関連税金及び特許手数料の減免、特許獲得のための優先審査、政府事業における加算点」等のメリットが与えられるとみられる。

- 職務発明補償制度とは、雇用契約や勤務規定に従業員の業務上発明を企業が承継するよう規定し従業員に正当な補償を行う制度で、国内企業における職務発明補償制度の導入率は2015年時点で55.6%に止まっている。

*職務発明補償制度導入率の推移(過去3年間):2013年 46.2%、2014年 51.5%、2015年 55.6%
(出处:2015年知的財産活動実態調査)

- 特許庁は職務発明補償制度導入率を高めるため、△制度の必要性に関する教育及び広報活動を強化し、△職務発明補償優秀企業の認定を拡大し、△中小企業の事情を踏まえたきめ細かな支援等を強化する予定だ。

○まず、知的財産活動が比較的劣っている中堅・中小企業を対象に、制度の必要性(職務発明に係る紛争の予防や企業の優秀人材の離脱防止等の効果)や税金減免(所得税法と租税特例制限法に基づき企業と従業員の両側に税金を減免)等について積極的にPRする他、企業CEO会を活用した地域別CEO説明会を拡大し、

職務発明補償制度メンタープログラムを運営する計画だ。

○また、職務発明補償優秀企業の認定を大幅に拡大する予定だ。職務発明補償優秀企業の認定とは、模範的な職務発明補償制度を運営する中堅・中小企業を「職務発明補償優秀企業」として認定し、認定を受けた企業には様々なインセンティブを提供する制度である。認定を受けた企業には、特許・実用新案及びデザインの4~6年目登録料の50%減免、優先審査申請手数料の免除、特許庁・中小企業庁及び未来創造科学部の支援事業における加算点等のインセンティブも与えられる見通しだ。

○さらに、中堅・中小企業が職務発明補償制度を導入・運営する中で直面する問題の解決を支援するため、職務発明専門家を企業に派遣し、「企業診断→制度導入→問題解決」の全過程に関してコンサルティングを行うとともに、職務発明ホームページ(employeeinvention.net)にオンライン コンサルティング申込み窓口を設ける計画だ。

□ このような職務発明活性化に向けた企業支援に加え、特許庁では企業経営に負担となる規制を見直すという趣旨から職務発明制度の合理的に改善する方策も講じる予定だ。

○特許庁のキム・ヨンソン産業財産政策課長は「職務発明補償制度は、従業員と会社が共生できる制度であり、より多くの企業がこの制度を導入できるよう様々な支援を惜しまないつもりだ」と述べた。

2-3 特許庁、中小企業の特許強化に向けた取り組みを本格化

韓国特許庁(2016.2.4.)

最近国内外で特許紛争が増加し続けていることを受け、ビジネス現場における特許問題を解決しようと官民が動き始めた。特許庁と中小企業中央会は2月4日、中小企業中央会にて中小企業の知的財産競争力強化に向けた業務協約と締結し、業種別特許プールの構築等、9大課題を共同で推進することにした。

同課題は、去年10月22日開催された「中小企業知的財産競争力の強化に向けた官民政策討論会」での意見をまとめ選定したもので、今回の業務協約式では同課題の本格推進に向け共同タスクフォース(TF)の構成等について議論が行われた。この場には、チェ・ドンギョ特許庁長、パク・ソンテク中小企業中央会長、ノ・シジョン副会長を始め、

政府・中小企業の代表等、約 20 人余りが出席した。

「9 大中核課題」は▲業種別特許プール (Patent Pool) 構築、▲中小企業特許費用に対する税額控除、▲産業別特許動向の情報提供、▲中小企業特許控除の導入、▲中小企業 CEO の知的財産権の認識向上、▲中小企業の中国市場進出に向けた知財権保護強化、▲中小企業による大企業開放特許の活用促進、▲中小企業 IP 金融の拡大、▲中小企業における職務発明補償制度の活性化だ。

「業種別特許プール (Patent Pool) 構築」は、業種別共同組合を中心に共同の特許プールを構成し、中小企業が特許紛争に共同対応することを目的としている。そのために、中小企業・ID 社*・民間金融機関が 100 億ウォン規模ファンドの造成に向け議論を活発化させている。今年は中小企業適合業種である LED 等、照明分野で試験的に特許プールを構築し、来年からは対象業種を拡大する計画だ。

*インテレクチュアル・ディスカバリー (Intellectual Discovery) : パテントトロールに対応するため、政府・民間が共同出資して 2009 年に設立した特許管理会社

「産業別特許動向情報提供」は国内外の産業別特許動向等、最新の IP 情報を分析・加工して定期的に中小企業に提供することで、中小企業が R&D 戦略の策定や製品開発等に活用できるように後押しするものである。特許庁は、今年 2 月まで対象となる産業分野を選定し、3 月から産業別特許動向情報を中小企業に提供する予定だ。

「特許控除制度」は特許紛争等、知的財産に関するリスクを管理できるよう支援することで、中小企業の安定的な経営基盤を提供することを目指す公的扶助制度である。特許庁は制度導入に先立ち、政策研究を委託して制度の妥当性や実効性等を綿密に検討する方針だ。

チェ・ドンギョ特許庁長は、「今回の 9 大中核課題の推進は、中小企業が知的財産を基盤に強いグローバル企業として成長する上で大きな役割を果たすと期待される。特許庁は今後も引き続き、中小企業が実感できる政策、ビジネス現場に実質的に役立つ政策を進めるため、企業とのコミュニケーションや協力を強化する方針だ」と述べた。

2-4 特許庁、新しい発明教育 e ラーニングを開始

韓国特許庁 (2016. 2. 11.)

特許庁は、新しく開発した「フリップラーニングを適用した発明教育 e ラーニング

コンテンツ」を国家知識財産教育ポータル(www.ipacademy.net)を通じて2016年2月11日から提供すると発表した。

今回提供を始める学習コンテンツは、2015年知的財産eラーニング先導学校*の運営により開発した40学習指導案及び動画にフリップトラニングという新しい教育モデルを適用したもので、発明教育学習者のレベルに合わせた構成となっているため、クリエイティブな発明人材の育成に向け活用することができる。

*知的財産eラーニング先導学校：eラーニングコンテンツの教育現場における活用の拡大及び成果モデルの発掘に向けた青少年eラーニング団体教育模範学校(2015年：小中学校4校)

フリップトラニング(Flipped Learning)学習法とは、オンライン教育の効果を高めるための学習者中心学習モデルであり、生徒がオンラインでeラーニングコンテンツを予め学習した後、オフラインで教師が生徒とともに討論式講義を行う方式である。

特に、開発されたコンテンツのうち、「鏡と反射」、「知的財産の意味と価値」等の7つの資料はフリップトラニングを適用して再構成したもので、生徒の先行学習を助けるとともに、教授学習指導案が盛り込まれているため、発明eラーニング教育の拡大に大きく貢献するものと期待される。

また、今年からは全国の全ての中学校で全面実施される自由学期制の運営に伴い、クリエイティブな体験活動や学習者参加プログラムがさらに拡大・強化されることが見込まれるため、フリップトラニングが適用された発明コンテンツは教育現場で広く活用できる知的財産eラーニング教育モデルとして位置付けられていくと期待される。

国際知識財産研究院のキム・ホンジュ教育企画課長は「フリップトラニングを適用した発明教育は学校現場において自己主導学習による発明教育の発展に大きく貢献できると思う。今年も多様な知的財産人材を育成するために努力していく計画だ」と意気込みを述べた。

2-5 特許庁、中小企業にブランド管理戦略を提供

韓国特許庁(2016.2.14.)

特許庁は、中小企業が自らブランド管理戦略を策定できるよう、産業別に「ブランド管理戦略」をまとめ、特許庁のホームページにて提供することを明らかにした。

今回ブランド戦略が提供される産業分野は、個人及び中小企業の出願が多く、零細企業の割合が高いためブランド戦略を立てることが難しく、その結果ブランド侵害事例が多い「衣類産業」と「外食産業」となる。

*衣類産業：産業別商標出願全体 4 位 (12%)、衣類メーカーの 96%：20 人未満中小企業、外食産業：2014 年サービス業出願 2 位 (24%)

同ブランド管理戦略には、ブランド開発から商標登録による権利化、中国市場進出までの総合的なブランド管理戦略が盛り込まれており、専門家でなくても容易に自社のブランド戦略を立てることができるよう構成されている。

特に、今回提供される戦略は業界の意見が十分取り入れられたものであり、主な内容としては▲当該産業の市場環境分析、▲ブランド開発戦略のガイド、▲ブランド開発向け中核単語別の商標情報分析、▲ブランド経営管理及び紛争事例を通じたマーケティング・法律的ブランド管理戦略、▲中国事業進出戦略等がある。

特許庁は「ブランド管理戦略」を提供するとともに、来る 3 月からは韓国衣類産業協会等関連団体と共同で会員社等を対象に説明会・懇談会等を開催し、関連企業が「ブランド管理戦略」を効果的に活用できるようサポートする計画だ。

このようなブランド戦略策定の重要情報を活用すれば、商標開発に関する知識や経験の乏しい中小企業や個人であっても法的基準を満たす独自のクリエイティブな商標開発ができる。

ひいては、中小企業のブランド競争力強化及びブランド戦略構築にも実質的に役立つものと期待される。

特許庁のチェ・ギュワン商標デザイン審査局長は「最近、商標審査においても産業現場の市場取引状況を反映することが重要となっただけに、提供される主要情報を産業界全体に発信することが重要だ」とし、「産業別中小企業のブランド戦略構築及び関連問題の解決に取り組むと同時に、同ブランド戦略が企業の成長につながるよう関連団体とのセミナーや懇談会等を通じて現場とのコミュニケーションを図っていく」という計画を明らかにした。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 関税庁、模倣品摘発に関する統計を発表

韓国関税庁(2016.2.1.)

韓国関税庁は、過去3年間知的財産侵害として摘発された模倣品4千万点に関する分析資料を発表した。

2013年から2015年まで知的財産権侵害で関税庁に摘発された模倣品は計828件と、正規品価格では1兆5,568億ウォンに上る。

摘発金額で見ると、勃起不全治療剤のバイアグラが1位(正規品価格2,076億ウォン)、時計メーカーのロレックスが2位(正規品価格1,629億ウォン)、カバンメーカーのルイヴィトンが3位(正規品価格1,445億ウォン)となった。

※4位：シアリス(正規品価格1,084億ウォン)、5位：カルティエ(正規品価格993億ウォン)

摘発数量では、勃起不全治療剤のバイアグラが1位(1,922万点)、勃起不全治療剤のバイアグラが2位(807万点)、産業用切断研石商標である3Mが3位(363万点)となった。

※4位：レビトラ(106万点)、5位：任天堂(83万点)

摘発件数で見ると、国内ブランドであるサムスン(イヤフォン、携帯電話充電器・ケース等)が計63回と1位、次いで49回のルイヴィトン(カバン類、衣類織物類等)、40回のシャネル(身辺雑貨類*、衣類織物類等)の順となる。

*ブレスレット、イヤリング、ネックレス、サングラス等

また、製品群別摘発金額では、①時計類>②バイアグラ類>③カバン類>④衣類及び織物類>⑤身辺雑貨類の順となった。

○ 時計類ブランド

ロレックス>カルティエ>パテックフィリップ>ヒュプロ>アルマーニ

○ カバン類ブランド

ルイヴィトン>シャネル>グッチ>エルメス>プラダ

○ 衣類及び織物類ブランドは

シャネル>ルイヴィトン>グッチ>バーバリー>モンクレール

○ 身近雑貨類ブランドは

カルティエ>シャネル>クロムハーツ>ブルガリー>バーバリー

過去3年間の統計資料をみると、中国等で違法製造された勃起不全治療剤(バイアグラ、シアリス)が摘発され続けており、産業・建設現場で使用される工具類(3M 切断研石等)を模倣して流通させる組織も継続して摘発される等、国民の健康や社会の安全を脅かす模倣品の流通が続いていることが分かる。

関税庁は模倣品の流通を予め防止するため、①模倣品情報分析を専門的に行う組織を活用して模倣品の流入増加が予想されるブランドに対しては、情報収集・分析を強化する等、予めの対応措置を取っており、②最近増加傾向にあるインターネット・SNSを通じた模倣品流通を遮断するためオンライン通販サイトやインターネットポータル事業者(Gマーケット、11番街、クーポン、ネイバー、カカオ等)と連携して抜き打ちモニタリングを行うとともに、③国民の健康・安全と直接係わる模倣品に対しては関係機関と共同で特別取締りを行う等、模倣品の国内搬入及び流通を徹底的に取り締まる計画だ。

3-2 サムスン、ノキアとの特許紛争終結

電子新聞(2016.2.2.)

サムスン電子とノキアとの間で2年に渡って続いてきた通信技術に関する特許紛争がようやく終結した。

交渉妥結により、サムスンは今年約1兆ウォンをノキアに支払うことになった。ノキアの株価は、特許売上の増加が見込まれるにもかかわらず下落した。特許料の増加分が推定値を下回ったためだ。

ブルームバーグ通信等、海外メディアは2月1日、国際商工会議所(ICC)傘下の仲裁裁判所の決定により、サムスンとノキア間の特許紛争が終結したと報じた。交渉妥結により、サムスンがノキアに支払わなければならない特許料は年間3億ユーロに推定される。2013年両社の協約において2014年から2018年までの5年間毎年支払うことにした特許料1億ユーロの3倍に達する。

これにより、今年は2016年特許料3億ユーロ、2014年~2015年遡及額4億ユーロ(各各2億ユーロ)等、計7億ユーロをノキアに支払わなければならない。2017年と2018年には各3億ユーロずつ支払うことになる。

米 IT 系ニュースサイト、ザ・バージは今回の交渉妥結によるノキア特許事業部の追加の売上について、2015 年は 10 億 2000 万ユーロ、2016～2018 年は 13 億ユーロに達すると見込んだ。しかし、海外メディアはノキアの特許売上増加分が期待したほどの金額には至らなかったと報じた。2 月 1 日ノキアの株価が 10%以上急落した理由だ。

また、ブルームバーグは、世界のスマートフォン産業は飽和状態に近付いているため、今後特許権者が多くの特許料収入を挙げることは難しくなるとの見通しを示した。

ロイター通信は、ノキアは現在 LG 電子との間で類似した特許紛争中にあり、数年内にアップルと新しい協定を締結すると予想した。

イ・ギジョン記者@gjgj@etnews.com

デザイン (意匠)、商標動向

4-1 韓国ベンチャー企業、アップルと商標紛争に

電子新聞 (2016. 2. 14)

韓国大徳研究界開発特区にあるベンチャー企業が米アップルとの商標紛争に巻き込まれた。2 月 14 日、SmartB2M と特許庁によると、米アップルは SmartB2M が商標出願した「イープル(eepple)」件に対して異議申し立てをした。

SmartB2M は、2013 年に立ち上げられた技術型ベンチャー企業である。国内唯一の名刺認識エンジン技術の移転を受けた同社は、ウェブとアプリ、パソコン等で自由自在に名刺を管理できるソリューション「eepple」の発売し、去年 2 月特許庁に「eepple」を商標出願した。

eepple

<SmartB2M が出願した商標見本>

その後特許庁は、審査手続きにより去年 5 月 27 日から 7 月 27 日までの 2 カ月間出願公告を出した。通常、出願公告後相手の異議申し立てがなければ商標登録となる。

最初審査を担当したシン・ウジョン審査官は「当時、SmartB2Mが出願した商標はアップルと類似性がないと判断し、出願公告を出した」と話した。しかし、アップルが去年7月16日特許庁に異議申し立てを行い、商標紛争が始まった。

特許庁によると、アップルはSmartB2Mが商標出願した「eepple」は自社が先に登録した商標標章「apple」と類似するとの商標法条項(第7条1項7号・11号・12号)等を挙げ、登録は拒絶されるべきだと主張した。これに対し、SmartB2M側は「eepple」について、インターネットを意味する「electronic」と全てを可能にする「enable」からそれぞれ頭文字を取った「ee」と人を意味する「people」を組み合わせた合成語(インターネットで全てを可能にする人々)だと説明した。

争点となるのは、商標の類否判断だ。特許庁は商標について外観、観念、呼称の3側面を考慮して商標の類否判断を行う。オ・サンジン審査官は、「商標の外観や観念から見ると、SmartB2Mの『eepple』とアップルの『apple』は類似していないと判断している」と述べた。

カギは呼称だ。特許庁は、アルファベット「e」、「ee」の呼称が多様な形で発音できるという過去の大法院判例を挙げ、現在この問題に関する議論が行われていることを明らかにした。

オ審査官は「商標の類似性を判断する要素の中で最も重要なのは呼称だ。今後2〜3カ月内に商標の類否を決定づける予定だ」と述べた。

SmartB2Mのソン・ウンスク副社長は「商標が類似する可能性はほとんどない。もし、特許庁が世界的な巨大企業の顔色を伺う形で不当に異議申し立てを受け入れるのであれば、法的対応等あらゆる措置を取るつもりだ」との立場を示した。

シン・ソンミ記者 smshin@etnews.com

その他一般

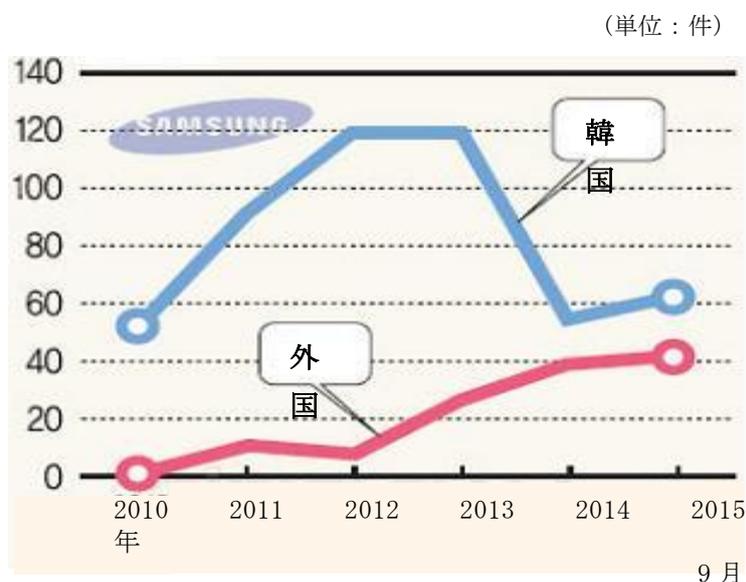
5-1 サムスン SDS、特許確保で海外進出を加速化

デジタルタイムズ(2016.2.15.)

サムスン SDS が特許確保による市場攻略に乗り出した。特許登録地域も国内から海外へと重点を移している。

サムスン SDS は 2 月 14 日、去年第 3 四半期まで計 1,225 件の特許を登録したことを明らかにした。

[サムスン SDS の国内外特許確保現況]



<資料：サムスン SDS 2015 年第 3 四半期報告書>

同社はこれに先立ち、2012 年のメガトレンド発表時に未来 IT 市場の主要キーワードとして「特許競争力」を挙げ、特許確保が IT 業界における最大の話題になると予想したことがある。当時、サムスン電子とアップルはスマートフォンのデザインとユーザー環境 (UI) を巡る特許訴訟を繰り広げ始めた状況であって、その後中国のシャオミがインド等の海外市場で特許訴訟に巻き込まれ販売中止となる等、特許の重要性が高まってきた。

これを受けたサムスン SDS は、研究所組織内の技術戦略チームを中心に全社を挙げて特許管理に取り組み始めた。同社が確保した特許では スマートオフィス・ホーム関連特許が 30%、モバイル・セキュリティー関連特許が 25% を占めている。最近では映像分析 (Visual Analytics) やビッグデータ分析を活用したスマート製造・物流関連技術の確保に重点を置いている。

特許登録地域別にみると、国内が 1,078 件で圧倒的に多く、米国 56 件、日本 44 件、中国 35 件等となる。2013 年までは国内特許の確保に集中してきたが、その後海外特許

登録にも取り組み始めた。

同社は去年、四半期報告書で「事業関連特許紛争の可能性に効果的に対応すべく、主要的財産権(IP)大国を重心に、特許による技術権利化を進めている」と説明した。

また、サムスン電子等の関係会社と共に IT 分野で多様で幅広い特許ポートフォリオを構築することで事業保護はもとより、類似した特許の乱立を防ぎ、ライバル社をけん制するため、特許競争力強化に努めている。ひいては、将来の事業に対する特許確保により市場を先取りするとの計画だ。

このような動きは、今年から本格的に稼働し始めた新規事業部門であるソリューション事業部門の強化に伴い、さらに活発化すると業界は予想している。業界の関係者は、「サムスン SDS は医療や物流等、多様なソリューション発売を準備していることもあり、これから新しい特許確保に一層拍車をかけるだろう」との見通しを示した。

イ・ジェウン記者 jwlee@dt.co.kr

5-2 ドローンに関する特許出願競争が激化

韓国特許庁(2016. 2. 15.)

将来ドローン市場の先取りに向けた国内企業のドローン関連特許確保競争が激しく繰り広げられている。

特許庁は、2015年ドローン関連特許は計389件が出願され、前年比161%急増したと発表した。ドローン特許出願は2012年以前は年間30件に過ぎなかったが、2013年126件、2014年149件に続き、去年は389件に達する等、最近になって急激に増加している。

この背景には、ドローンが将来有望な産業として注目を浴びることに伴い、関連市場を攻略するための研究開発や特許権確保の努力が増えたことがある。

主な出願人は、韓国航空宇宙研究院、国防科学研究所等の研究機関と多数の国内中小ベンチャー企業であり、これらの機関が特許権確保に積極的に取り組んでいる。

出願される細部技術分野も様々だ。特許出願が最も多く行われた分野は「飛行体及び運用技術」分野であって、地上で移動しながら又は飛行しながら火を消すことができる

消防ドローンと、水上事故の際に人命救助に使用できる救命装備投下装置を備えたドローン等が去年特許登録された。

また、ドローンを自動で離陸・着陸させ、充電できる離着陸技術に関する特許出願も増えている。離着陸技術の特許事例としては、複数台のマルチコプターが自動で着陸して充電できる移動式車両等の特許技術がある。

ドローンの商用化に向けた政府の取り組みや官民が連携したドローン関連研究開発や投資の増加に伴い、今後ドローン関連分野の特許出願はさらに増える見通しだ。

特許庁のキム・イルギョ次世代輸送審査課長は「今後、ドローン技術は一層身近なものになるだろう」とし、「新しい市場を先取るためには、技術開発を行う前にきめ細かな特許戦略を策定することが何より重要だ」と述べた。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスし、「unsubscribe」ボタンをクリックしてください。

http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム